

ウ ボランティア

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>防災基本計画（平成20年2月）において、国及び地方公共団体は、社会福祉協議会等やボランティア団体と連携を図り、その活動環境の整備を図るものとされていたほか、地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討することとされていた。また、発災時において、国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めることとされていた。</p> <p>東日本大震災においては、被災した岩手県、宮城県及び福島県の3県で、災害ボランティアセンターが64か所設置されるとともに、同センターの紹介によりボランティア活動を行った者が延べ約94万7,000人となり、活発なボランティア活動が展開された。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災における防災ボランティア活動の教訓として、広域かつ大規模な災害であったことから、被災地における大量のボランティアのニーズの把握・発信が容易でなく、被災地・支援側の連携体制の構築も手探りで行われたことなどから、災害時の災害ボランティアとの広域連携の体制構築のためのポイントについて関連機関等への普及を図ることが必要であるとされている。</p> <p>また、防災対策推進検討会議最終報告では、ボランティア等の被災地での受入体制の整備、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報の提供などの方策を確立すべきであるとされている。</p> <p>なお、東日本大震災における岩手県及び宮城県の検証において、防災ボランティアの受入体制に関する教訓として、特に有資格者（医療・介護系、理美容系等）など専門性の高いボランティアに関しては、受入れについての検討が不十分であり、事前の受入体制が十分に整っていなかったことなどから、ボランティアの専門性に応じた受入体制を平常時から整えておくことが重要であるとされている。</p>	<p>図表2-(5)-ウ-①</p> <p>図表2-(5)-ウ-②</p> <p>図表2-(5)-ウ-③</p> <p>図表2-(5)-ウ-④</p> <p>図表2-(5)-ウ-③（再掲）</p>
<p>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</p> <p>内閣府は、平成24年3月に、防災ボランティア活動団体、自治会等地域のリーダー、民間企業、地方公共団体等を対象として、防災ボランティアの広域連携に必要な連絡要員（リエゾン）の役割、受援側・応援側それぞれの体制構築等のポイントを主な内容とする「防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けてのポイント集」を作成し、ボランティア団体等に対して情報提供を実施した。</p> <p>また、平成24年9月の防災基本計画の修正において、i) 地方公共団体は、発災時の防災ボランティアとの連携の検討に加え、平常時からの地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図ること、ii) 国及び地方公共団体は、防災ボランティアの活動環境の整備を図る際、防災ボランティア活動の受入体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進することが追加された。</p> <p>今回、平成25年3月末現在の地方公共団体におけるボランティアの受入体制の整備状</p>	<p>図表2-(5)-ウ-⑤</p> <p>図表2-(5)-ウ-①（再掲）</p>

<p>況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における防災ボランティアの受入体制の整備状況をみると、発災時に防災ボランティアの受入窓口を設置することとしているものは21都道府県（72.4%）及び160市町（95.2%）となっている。</p> <p>防災ボランティアの受入窓口を設置することとしない8都道府県では、その理由として、被災した市町村が災害ボランティアを受け入れることとなっており、都道府県はその支援を行う立場であるためなどとしている。</p> <p>なお、東日本大震災については、岩手県及び宮城県において、専門的な知識・資格を持っているボランティアの受入体制を整備することが必要であるとの教訓があった。このため、防災ボランティアの受入窓口を設置することとしている21都道府県及び160市町における専門性の高いボランティアの受入窓口の設置状況についてみたところ、専門性の高いボランティアを区別した受入窓口を整備しているものは10都道府県（47.6%）及び45市町（28.1%）となっている。</p> <p>内閣府では、「従来、災害対策基本法には、国及び地方公共団体の施策上の配慮事項としてボランティアによる防災活動の環境の整備についての規定が置かれていたが、東日本大震災を始め、近年の災害時においては、多くのボランティアが活発な活動を行い、被災地内外で重要な役割を果たしたことを踏まえ、今後発生が懸念される大規模広域災害等において、ボランティアの役割がますます大きくなることを見込まれる」とし、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、基本理念として、i) 国及び地方公共団体は、地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること、ii) ボランティアによる防災活動の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならないことを明確化した。</p>	<p>図表2-(5)-ウ-⑥</p> <p>図表2-(5)-ウ-⑦</p> <p>図表2-(5)-ウ-⑥（再掲）</p> <p>図表2-(5)-ウ-①（再掲）</p>
---	---

図表 2 - (5) - ウ - ① 防災基本計画等におけるボランティアに関する規定

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
<p>災害対策 基本法</p>	<p>(平成 25 年 6 月新設)</p> <p>(平成 25 年 6 月新設)</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項 (第 8 条第 2 項)</p>	<p>○ 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。</p> <p>二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。 (第 2 条の 2)</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。 (第 5 条の 3)</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、<u>過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援</u>その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項 (第 8 条第 2 項) (平成 24 年 6 月修正)</p>
<p>防災基本 計画</p>	<p>第 1 章 災害予防 第 3 節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>○ 地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時</p>	<p>第 1 章 災害予防 第 3 節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>○ 地方公共団体は、<u>平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、</u>ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。(平成24年9月修正)</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において<u>防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平</u></p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。</p>	<p>常時の登録、研修制度、災害時における<u>防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。</u>(平成24年9月修正)</p>
<p>内閣府防災業務計画</p>	<p>第2編 震災対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 2 国民の防災活動の環境整備 (2) 防災ボランティア活動の環境整備 (平成25年10月新設)</p> <p>(平成25年10月新設)</p>	<p>第2編 災害対策編 第1章 災害予防 第5節 国民の防災活動の推進と普及啓発 1 国民の防災活動の推進 (3) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>○ 政策統括官(防災担当)は、関係省庁及び地方公共団体と協力し、平常時から、NPO等のボランティア団体の活動支援、リーダーの育成等を推進し、国及び地方公共団体と防災ボランティアとの連携が図られるよう努める。</p> <p>○ 政策統括官(防災担当)は、関係省庁及び地方公共団体と協力し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進する。</p>
<p>消防庁防災業務計画</p>	<p>第2編 防災に関しとるべき措置(基本対策編) 第4章 災害予防 第4節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備 2 災害ボランティアの登録 <u>専門的な技術等を有する災害ボランティア、指導的役割を果たす災害ボランティア等の登録について検討し、指導・助言を行う。また、行政やボランティア団体が、必要な情報を簡単に把握でき、かつ、相互の連携が円滑に進められるよう、「災害ボランティア・データバンク」を設置・運営するとともに、その登録団体数の拡大や情報把握機能の充実を図る。</u></p>	<p>第II部 消防庁における防災に関しとるべき措置 第1編 基本対策編 第3章 災害予防 第4節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備 2 災害ボランティアの登録 <u>地方公共団体において、専門的な技術等を有する災害ボランティア、指導的役割を果たす災害ボランティア等の登録を行うよう助言等を行う。</u>(平成24年2月修正)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>3 災害ボランティアの活動環境の整備 災害時における災害ボランティアの必要性の把握と申出の調整など地方公共団体における受入体制の整備について地方公共団体を指導する。また、災害ボランティアの活動拠点の整備に対する支援に努めるとともに、災害ボランティア活動に係る補償制度の充実等について検討し、指導・助言を行う。</p> <p>第5章 災害応急対策 第4節 災害応急対策の実施 12 災害ボランティアの受入れ 被災地方公共団体及び消防庁現地本部等から必要とするボランティアなど適切なボランティア活動の実施に資する情報を収集し、広報を行うほか、被災地以外の地方公共団体に対し、その内容を周知するとともに、問合せ等に適切に対応するよう依頼する。 また、被災地以外の地方公共団体が行うボランティアの受付、活動拠点の提供等その他ボランティア活動の円滑化のための支援について、必要な連絡調整を行う。</p> <p>第4編 地域防災計画の作成の基準（基本対策編） 第6章 災害予防 第4節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備 災害時におけるボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、次の事項について定めること。 (1) 災害時においてボランティアに期待する役割に関する事項 (2) ボランティア意識の醸成に関する事項 (3) 研修機会の提供、応急手当ボランティアの養成等災害ボランティアの育成に関する事項 (4) 指導的役割を果たす災害ボランティア、専門的な技能を有する災害ボランティア等の登録、消防庁の「災害ボランティア・データバンク」の活用及びその登録団体数の拡大等、災害ボランティアの組織化の推進に関する事項</p>	<p>3 災害ボランティアの活動環境の整備 災害時における災害ボランティアの必要性の把握と申出の調整など地方公共団体における受入体制の整備及び災害ボランティアの活動拠点の整備について地方公共団体に対し助言等を行う。(平成24年2月修正)</p> <p>第4章 災害応急対策 第3節 災害応急対策の実施 13 災害ボランティアの受入れ 被災地方公共団体におけるボランティアの受入れ等、ボランティア活動の円滑化について、必要に応じて助言等を行う。 (平成24年2月修正)</p> <p>第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準 第1編 基本対策編 第6章 災害予防 第4節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備 災害時におけるボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、次の事項について定めること。 (1) 災害時においてボランティアに期待する役割に関する事項 (2) ボランティア意識の醸成に関する事項 (3) 研修機会の提供、応急手当ボランティアの養成等災害ボランティアの育成に関する事項 (4) 指導的役割を果たす災害ボランティア、専門的な技能を有する災害ボランティア等の登録、災害ボランティアの組織化の推進に関する事項</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(5) 災害時における受入体制の整備に関する事項</p> <p>(6) ボランティア関係団体との連携に関する事項</p> <p>(7) 活動拠点の整備その他災害ボランティアの活動環境の整備に関し必要な事項</p> <p>第7章 災害応急対策 第4節 災害応急対策の実施 11 災害ボランティアの受入れ 災害時におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、活動内容に応じ、ボランティア活動団体との分担及び連携を図りつつ、次の事項について定めること。</p> <p>(1) ボランティアの受付、調整体制に関する事項</p> <p>(2) ボランティアに対するニーズの把握及びボランティアに対する当該情報の提供方法に関する事項</p> <p>(3) 必要に応じた資機材、連絡手段、活動拠点等の提供等ボランティア活動に対する支援提供に関する事項</p>	<p>(5) 災害時における受入体制の整備に関する事項</p> <p>(6) ボランティア関係団体との連携に関する事項</p> <p>(7) 活動拠点の整備その他災害ボランティアの活動環境の整備に関し必要な事項 (平成24年2月修正)</p> <p>第7章 災害応急対策 第3節 災害応急対策の実施 12 災害ボランティアの受入れ (同左)</p>
厚生労働省防災業務計画	<p>第1編 災害予防対策 第4章 福祉に係る災害予防対策 第3節 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>1 厚生労働省社会・援護局は、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 災害時におけるボランティア活動を支援するためのマニュアルを作成すること。</p> <p>(2) ボランティア保険の普及を図ること。</p> <p>2 都道府県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備のため、以下に例示する取組を行うよう努める。</p> <p>(1) 社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体と連携を図り、ボランティアの総合的な登録、教育・訓練、調整等を行うこと。</p> <p>(2) 災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施す</p>	<p>第1編 災害予防対策 第4章 福祉に係る災害予防対策 第3節 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備 (同左)</p> <p>(同左)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>ること等により、ボランティアコーディネーターの養成を行うこと。</p> <p>(3) 他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築すること。</p> <p>3 厚生労働省社会・援護局は、都道府県及び市町村が行う災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p> <p>第2編 災害応急対策 第4章 福祉に係る対策 第6節 ボランティア活動の支援 第1 ボランティア活動に関する情報提供</p> <p>1 被災都道府県・市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努めるとともに、近隣都道府県・市町村や報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。</p> <p>2 厚生労働省社会・援護局は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な助言及びその他の支援を行う。</p> <p>第2 被災地におけるボランティア支援体制の確立</p> <p>1 被災地の都道府県・市町村、社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、日本赤十字社等は、速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にし、以下により、ボランティアによる支援体制を確立する。</p> <p>(1) 現地本部における対応 被災地の社会福祉協議会は、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供等を行うこと。</p> <p>(2) 救援本部における対応 被災地周辺であって通信・交通アクセスが良い等適切な地域の社会福祉協議会等は、救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資</p>	<p>(同左)</p> <p>第2編 災害応急対策 第4章 福祉に係る対策 第6節 ボランティア活動の支援 第1 ボランティア活動に関する情報提供</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>第2 被災地におけるボランティア支援体制の確立</p> <p>(同左)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	の調達等を行い現地本部を支援すること。 2 厚生労働省社会・援護局は、全国社会福祉協議会、日本赤十字社等関係団体と必要な調整を行う。	(同左)

(注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、内閣府防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年9月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年10月に修正された同計画の記載によった。消防庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年2月及び同年11月に修正された同計画の記載によった。厚生労働省防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年7月に修正された同計画の記載によった。

2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表2- (5)-ウ-② 東日本大震災におけるボランティアの活動状況

(単位：箇所、人)

区 分	岩手県	宮城県	福島県	計
災害ボランティアセンターの設置箇所数	24	12	28	64
災害ボランティアセンターの紹介によりボランティア活動を行った者の延べ人数	339, 100	460, 900	147, 000	947, 000

(注) 1 緊急災害対策本部の資料に基づき当省が作成した。

2 「災害ボランティアセンターの設置箇所数」は、平成24年3月21日現在である。

3 「災害ボランティアセンターの紹介によりボランティア活動を行った者の延べ人数」は、平成24年3月11日現在である。

図表2- (5)-ウ-③ 東日本大震災におけるボランティアに関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域かつ大規模な災害であったことから、被災地における大量のニーズの把握・発信が容易でなく、被災地・支援側の連携体制の構築も新しい試みの中で、手探りで行われた。情報の不足や車両の燃料不足等もあり、被災地外のボランティア活動者が現地に入りにくく、当初はボランティアの受入体制の立ち上げ自体が困難で、円滑な運用に至るまでに時間を要した。 ○ 発災後、防災ボランティア等に対して、積極的な情報提供や意見交換を行うなど、早期にボランティアの活動を支援することが必要である。また、防災ボランティア活動に関する東日本大震災の教訓を取りまとめ、広域連携の体制構築のためのポイントについて、関連機関等への普及を図ることが必要である。
岩 手 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO・NGO等自己完結型のボランティア団体に関して、地域防災計画、受入窓口が定められていなかったことから、当初、それらの団体についても、災害ボランティアセンターが窓口とされ、混乱が生じた。このため、一般の災害ボランティアの受入れやコーディネートは、災害ボランティアセンターが行い、高い専門性を持つ自己完結型の民間団体ボランティアに対しては、県・市町村の災害対策本部等に、ボランティア班等を窓口として設置し、関係課への取継ぎや団体へ情報提供を行うことが必要である。 ○ 災害ボランティアの申出を市町村で対応できず断る事例があった。被災市町村においては、災害ボランティアの受入れについて、事前に関係団体との調整を行うとともに、災害ボランティア対応マニュアル等を作成することが必要である。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ NGO等と行政との連携による被災者支援は有効であったが、災害発生前からNGO等との連携調整の仕組みが構築されていたわけではなく、宮城県においては災害支援の

区 分	内 容
	<p>実績を持つNPOが中心となっていたこと等から、今後の災害に備えるためには、個人ボランティアの受入調整の仕組みとは異なる、NGO等の受入調整を行うための仕組みを新たに構築する必要がある。</p> <p>○ 専門的な知識・資格を持ったボランティアへの対応・調整が行き渡らず、専門的知識・資格を持っているボランティアの方の専門性をいかすことができないことがあった。また、土木、医療、理美容等のボランティアについて、国家資格の保有状況を審査するため、所管課に依頼することへの対応に時間を要した。このため、県は、専門的な知識・資格を有したボランティアへの対応は所管の担当課が行い、これらのボランティアに係る情報を部局間で共有することとしている。</p>

- (注) 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。
2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表2-(5)-ウ-④ 防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)(ボランティア関係抜粋)

<p>第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～</p> <p>第3節 災害を予防するための多面的な取組</p> <p>(1) 防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働</p> <p>(略)</p> <p>② 「自助・共助」と多様な主体の協働</p> <p>(略)</p> <p>○ ボランティア、NPO、NGO、社団、財団等の自発性や活動の多様性に十分に留意しつつ、<u>ボランティア等の被災地での受け入れ体制の整備、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報の提供などの方策を確立すべきである。</u></p>
--

(注) 下線は当省が付した。

図表2-(5)-ウ-⑤ 「防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けてのポイント集」(平成24年3月内閣府)の概要

<p>第I章 東日本大震災をはじめとする大規模災害での広域連携</p> <p>ポイント集を作成するにあたって、防災ボランティア活動の実態調査のためのアンケートを実施(災害ボランティアセンター等80団体、NPO及びボランティア団体248団体が対象)し、広域連携の実態や、連携による効果と課題を整理</p> <p>○ 広域連携による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からの顔の見える関係の中で人材やノウハウ面での協力が得られ、災害ボランティアセンターの開設・運営が円滑にできた。 ・ 防災ボランティア活動の連絡会や協議会、ネットワークへの参加を通じて、他の団体と支援活動の内容・範囲を調整できた。 <p>○ 広域連携による課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からお互いに協力していれば、もっとスムーズに活動ができた。 ・ 被災地の地元から協力してくれる人がもっといて欲しかった。 ・ これまでのマニュアルや訓練は、被災地外からの後方支援を想定したものでなく、実際の対応に生かしきれなかった。 <p>第II章 広域連携の取組のポイント</p> <p>○ 広域連携の体制構築を検討する際の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から「<u>受援側</u>」「<u>支援側</u>」の双方を想定し体制を構築することについて、<u>地域で活動している各団体等が共に考えることが「地域防災力の向上」につながる</u> ・ その上で、<u>①災害イメージを共有する、②つながりを広げる・深める、③取組を継続する、④復</u>
--

興イメージを共有する、といった取組が重要

- ・ 災害時には、支援側と受援側を「つなぐ」役割として連絡要員（リエゾン）の機能が重要

○ 受援側・応援側の体制構築のポイント

	平時	災害時
受援側の体制構築のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の被害イメージの把握 ・ 市町村の枠を超えた広域的な受入体制づくり ・ 受入条件の情報共有・発信等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地内の被害状況・ニーズの集約 ・ 行政との情報共有 ・ 広域的な支援センターの設置・運営
支援側の体制構築のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段からの支援内容等の検討 ・ 支援を想定している地域の情報把握 ・ 支援側におけるネットワークづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地情報収集、支援内容の決定 ・ 被災地における情報共有・意見交換の場づくり
受援・支援間のネットワークのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地外の「広域的な情報拠点」の検討 ・ 受援側の受入体制と支援側の活動内容に関する情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「広域的な情報拠点」の設置・運営 ・ 受援側と支援側相互の情報共有、効果的な支援の検討

○ 事例紹介

東日本大震災における、被災地内で「直接的な」活動を行うボランティアと、被災地外で人材・物資や燃料・資金等を調達するなどの「間接的な」活動を行うボランティアが、広域連携に取り組んだ事例（東日本大震災「連携復興センター」、遠野市後方支援拠点等）をコラムの形で紹介

第Ⅲ章 広域連携のケーススタディ

防災ボランティア活動の広域連携の体制構築に関する具体的な取組み事例として、「静岡県」、「東京都」、「三重県」及び「遠野市」の4つの事例を紹介

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表2-(5)-ウ-⑥ 実地調査した29都道府県及び168市町における防災ボランティアの受入窓口の設置状況

(単位：都道府県、市町、%)

区分	防災ボランティアの受入窓口を設置することとしている		防災ボランティアの受入窓口を設置することとしていない	計	
	受入窓口において専門性の高いボランティアを区別することとしているもの				
	区別有	区別無			
都道府県	21 (72.4)	10 (47.6)	11 (52.4)	8 (27.6)	29 (100)
市町	160 (95.2)	45 (28.1)	115 (71.9)	8 (4.8)	168 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「受入窓口において専門性の高いボランティアを区別することとしているもの」欄の割合は、「防災ボランティアの受入窓口を設置することとしている」とした地方公共団体に対する割合を示す。

図表2-(5)-ウ-⑦ 防災ボランティアの受入窓口を設置することとしていない8都道府県における、その主な理由

類型	内容
ボランティアの受入れは市町村の事務であるため等	○ 防災ボランティアに関する事務は市町村の事務であり、都道府県では防災ボランティアを受け入れることとしていないため。
	○ 防災ボランティアは、被災市町村の災害ボランティアセンターで受け入れ、県域で設置する災害ボランティア支援センターでは、情報の受発信及び市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援を行うこととしているため。
	○ 受入窓口を開設するのは市町村及び市町村社会福祉協議会であり、都道府県及び都道府県社会福祉協議会は、それらの調整と情報提供を行うこととしているため。

(注) 当省の調査結果による。